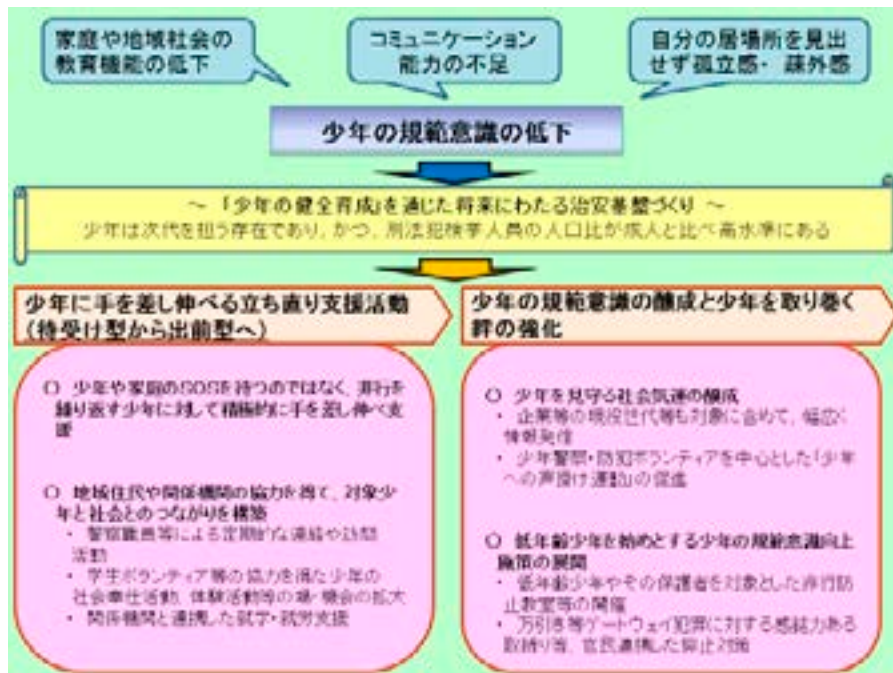


## 第2-3-4図 非行少年を生まない社会づくりの推進



(出典) 警察庁資料

## イ 非行防止教室（警察庁、文部科学省、法務省）

警察は、職員の学校への派遣や少年警察ボランティアなどの協力により、**非行防止教室**を開催している。具体的な非行事例などを題材にして直接少年に語り掛けることにより、少年自身の規範意識の向上を図っている。

文部科学省は、学校、家庭、地域が十分な連携を図り、子供の豊かな人間性や社会性を育むため道徳教育の充実を図るとともに、関係機関と連携した非行防止教室の開催などにより規範意識を養い、子供の非行防止に努めている。

法務省は、「中学生サポート・アクションプラン」として、中学生の犯罪・非行の未然防止と健全育成を図っている。このプランでは、非行問題に関する豊富な知識や保護観察対象者に対する処遇経験を有する保護司（**学校担当保護司**）が、直接中学校へ赴き、非行問題や薬物問題をテーマにした非行防止教室を開催したり、問題を抱えた子供への指導方法などについて教師と協議などを行ったりしている。

## ウ 多様な活動機会・居場所づくりの推進（警察庁、文部科学省）

（第2部第2章第1節2「多様な活動機会の提供」、第2部第4章第1節3「放課後の居場所やさまざまな活動の場づくり」を参照。）

## エ 相談活動（内閣府、警察庁、法務省、文部科学省）

地域住民に身近な市町村を中心に設立されている**青少年センター**（青少年の育成を図ることを目的とし、相談活動などを行う機関を指す。少年補導センターや青少年育成センターといった名称で活動。）では、相談活動や街頭補導、有害環境の適正化に関する活動が行われている。青少年センターが扱う相談の内容は、非行に関するもののほか、いじめ、不登校、虐待の問題など様々である。

警察は、少年の非行や家出、自殺の未然防止とその兆候の早期発見や犯罪、いじめ、児童虐待などに係る被害少年の保護のための相談窓口を設けている。心理学などの専門知識を有する**少年補導職員**や非行の取り扱い経験の豊かな警察官などが、少年や保護者からの相談を受け、必要な指導や助言を行っている。**ヤングテレホンコーナー**といった名称によるフリーダイヤルなどでの電話相談、FAX

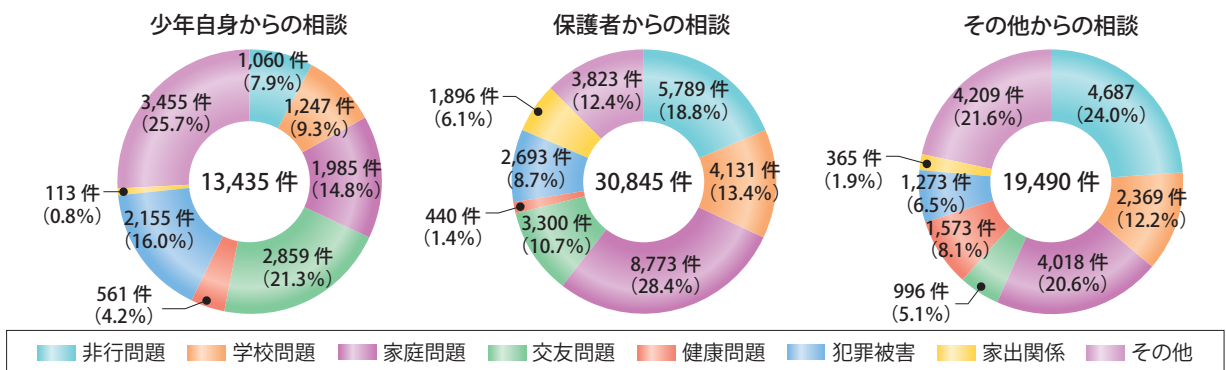
や電子メールにより、利用しやすい環境の整備に努めている<sup>102</sup>。平成26（2014）年に警察が受理した相談の件数は、63,770件で、前年に比べ1,355件（2.1%）減少した（第2-3-5表）。相談内容を見ると、少年自身からの相談では、交友問題や犯罪被害に関する悩みが多く、保護者からの相談では、家庭や非行の問題に関する悩みが多い（第2-3-6図）。相談後も継続的な指導・助言を必要とするケースは、9,423件で、全体の14.8%を占めている（学校における相談体制については、第2部第2章第3節2（1）「学校における相談体制の充実」を参照）。

第2-3-5表 警察が受理した少年相談の状況（平成26年）

相談者別	相談件数		うち電話相談		うちメール相談		性別（件）	
	相談件数	構成比（%）	相談件数	構成比（%）	相談件数	構成比（%）	男性	女性
合計	63,770	100.0	29,736	100.0	789	100.0	28,205	35,565
少年自身	13,435	21.1	4,527	15.2	282	35.7	6,017	7,418
未就学	16	0.0	4	0.0	0	0.0	8	8
小学生	766	1.2	224	0.8	5	0.6	387	379
中学生	3,053	4.8	881	3.0	63	8.0	1,455	1,598
高校生	5,024	7.9	1,785	6.0	107	13.6	2,193	2,831
大学生	701	1.1	228	0.8	6	0.8	282	419
その他	436	0.7	105	0.4	7	0.9	173	263
有職少年	1,664	2.6	535	1.8	10	1.3	772	892
無職少年	1,241	1.9	446	1.5	5	0.6	445	796
不詳	534	0.8	319	1.1	79	10.0	302	232
保護者	30,845	48.4	14,297	48.1	116	14.7	9,398	21,447
その他	19,490	30.6	10,912	36.7	391	49.6	12,790	6,700

（出典）警察庁調べ

第2-3-6図 少年相談の内容（平成26年）



（出典）警察庁調べ

法務省は、子供の人権問題について、**人権擁護委員**や法務局・地方法務局の職員による相談対応を行っている。また、**少年鑑別所**<sup>103</sup>でも、法務少年支援センターで子供の非行や問題行動に悩む保護者や学校関係者などからの相談に応じており、臨床心理学などを専門とする職員が助言や情報提供を行っている。「更生保護サポートセンター」でも、犯罪予防活動の一環として、**保護司**が子供の非行や問題行動で悩む親からの相談に応じている。

102 <http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/torikumi/madoguchi.htm>

103 ①家庭裁判所などの求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者などに対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする施設。

COLUMN  
No.8

## 法務少年支援センターの地域援助業務について

少年鑑別所は、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解などに関する知識・ノウハウを活用して、平成27（2015）年6月に施行された少年鑑別所法第131条に基づき、法務少年支援センターとして、児童福祉機関、学校・教育関係機関、NPOなどの民間団体など、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。

## (1) 相談・助言

問題行動などでお困りの事例について、面接や心理検査などを行った上で、どうして問題行動が生じているのか、どのように対応すればよいのかなどについて、情報提供や、助言を行います。

## (2) 研修会などへの講師派遣、事例検討会への出席

学校や関係機関が主催する研修会、講演会などに、少年鑑別所の職員を派遣し、非行や子育ての問題について分かりやすく説明をしたり、子供に対する教育・指導方法についてコンサルテーションを行ったりしています。

少年院・少年鑑別所の役割や、少年保護手続の流れなどについて、法教育授業や職員研修もお受けしています。

また、関係機関・団体からの依頼に応じて、問題行動のある子供に関する事例検討会などに出席し、見立てや指導方法に関する助言を行います。

御希望がありましたら、どうぞお気軽に、最寄りの少年鑑別所の窓口にて御相談下さい。



## オ 補導活動（内閣府、警察庁）

少年の非行を防止する上で、問題行動の初期段階での適切な対応が極めて重要である。

警察は、全国に設置された「少年サポートセンター」（第2-3-7図）を中心として、繁華街や公園といった非行が行われやすい場所に重点を置いて日常的に補導活動を実施し、不良行為などの問題行動を早期に発見して、少年自身やその家庭に対する適切な助言や指導に努めている。また、警察が委嘱する少年指導委員や少年補導員、少年警察協働員といった少年警察ボランティアが、補導活動や社会

環境の浄化活動などの地域に密着した活動を行っている。

市町村に置かれている青少年センターでも、市町村などから委嘱された少年補導委員による街頭補導や有害環境の適正化の活動が行われている。

第2-3-7図 少年サポートセンター



(出典) 警察庁資料

### カ 事件の捜査・調査

#### ① 警察（警察庁）

警察は、非行少年を発見した場合は、必要な捜査や調査を行い、検察官や家庭裁判所、児童相談所といった関係機関へ送致または通告するほか、その少年の保護者に助言を与えるなど、非行少年に対して適切な指導がなされるよう措置している。

##### ・犯罪少年（14歳以上20歳未満で罪を犯した者）

「刑事訴訟法」(昭23法131)や「少年法」(昭23法168)に規定する手続に従って、必要な捜査を遂げた後、罰金以下の刑に当たる事件は家庭裁判所に、禁錮以上の刑に当たる事件は検察官に送致または送付する。

##### ・触法少年（14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした者）

保護者がいないか保護者に監護させることが不相当と認められる場合には、児童相談所に通告する。その他の場合には、保護者に対して適切な助言を行うなどの措置を講じている。また、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に触れると考えられるなどの場合には、事件を児童相談所長に送致しなければならない。

##### ・ぐ犯少年（20歳未満で一定の事由があって、その性格や環境に照らして、将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者）

18歳以上20歳未満の場合は、家庭裁判所に送致している。14歳以上18歳未満の場合は、事案の内容や家庭環境から判断して家庭裁判所か児童相談所のいずれかに送致または通告している。14歳未満の場合には児童相談所に通告するか、その非行の防止を図るために特に必要と認められる場合には保護者の同意を得た上で補導を継続的に実施する。

## ② 検察庁（法務省）

検察官は、

- ・警察からの送致などを受けて必要な捜査を行い、犯罪の嫌疑があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致する。犯罪の嫌疑がなくとも、ぐ犯などの事由がある場合には、同様に事件を家庭裁判所に送致している。その際、少年に刑罰を科すのが相当か、保護観察や少年院送致といった保護処分に付すのが相当かなど、処遇に関する意見を付している。
- ・家庭裁判所から少年審判に関与すべき旨の決定があった場合に、これに関与し、裁判所の事実認定を補助している。
- ・家庭裁判所から刑事処分相当として検察官に送致された少年については、原則として公訴を提起している。

検察官が十分な捜査を行い事案を解明した上で適切な処理をすることは、少年犯罪に対する最も基本的で重要な対策であり、今後も一層充実させることとしている。

### キ 非行集団対策（警察庁）

ひったくりや路上強盗といった街頭犯罪は、その検挙人員の約5割が少年である。暴走族や非行少年グループといった非行集団によって敢行される各種の犯罪は、我が国の治安にとって看過できないものとなっている。非行集団は、暴走行為や集団的暴行事件などの集団的な違法行為を敢行するだけでなく、所属する少年が、特殊詐欺を始めとした各種の犯罪を敢行するきっかけを作りだしていることが少なくない。

警察は、少年部門、交通部門、刑事部門の連携を強化して、非行集団の実態把握を徹底し、

- ・非行集団やその予備軍となる非行少年などを、各種法令を活用して徹底的に取り締まることによる、非行集団の弱体化と解体
- ・少年の非行集団及び暴力団への加入阻止や離脱支援
- ・車両の不正改造防止対策などの総合的な暴走族対策の推進や、暴走族追放条例制定の促進など暴走族を許さない社会環境づくり

などの取組を推進している。

### (3) 薬物乱用防止（内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省）

政府では、**犯罪対策閣僚会議**の下に設置された**薬物乱用対策推進会議**において、危険ドラッグなどの新たな乱用薬物への対応や薬物の再乱用防止対策の強化などを特に留意すべき課題として掲げた「**第四次薬物乱用防止五か年戦略**」（平成25年8月）<sup>104</sup>及び危険ドラッグの乱用者が犯罪や交通死亡事故を引き起こすなど、深刻な社会問題となっていることから策定された「**危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策**」<sup>105</sup>（平成26年7月）に基づき、関係府省庁が連携して、危険ドラッグを始めとする薬物乱用の根絶に向けた総合的な対策を推進している。

警察は、危険ドラッグを含む最近の薬物犯罪情勢や政府全体の薬物対策の取組強化を踏まえ、薬物密輸・密売組織の実態解明及びその壊滅に向けた取締り、関係機関との連携による水際対策の強化などにより、薬物供給を遮断するとともに、規制薬物や指定薬物の乱用者の徹底検挙、子供に対する**薬物乱用防止教室**、大学生や新社会人に対する**薬物乱用防止講習会**などを行い、薬物需要の根絶を図っている。

法務省は、少年院において、薬物に対する依存のある者を対象に、薬物非行防止指導を実施している。特に指導の必要性が高い者については、重点指導施設において、集中的な指導を実施している。また、教育内容・方法を充実させ、職員の指導技術を向上させるという観点から、家庭裁判所などの関係

104 <http://www8.cao.go.jp/souki/drug/known.html>

105 平成26年7月に策定された「[脱法ドラッグ]の乱用の根絶のための緊急対策」が同年8月に一部改正され、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」となったもの。

機関の職員を招へいし、研究授業を実施するとともに、薬物依存から離脱するための効果的な指導方法について検討を行っている。刑事施設では、麻薬や覚醒剤などの薬物に対する依存がある受刑者を対象に、**薬物依存離脱指導**<sup>106</sup>を実施している。保護観察所では、保護観察に付されている者に対し、自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を実施するとともに、一定の条件を満たした者に対して認知行動療法などに基づく**薬物処遇プログラム**を実施している。また、再犯防止・社会復帰支援をより一層強化するため、地域の医療・保健・福祉機関や民間支援団体との連携の強化、施設内処遇との一貫性を考慮した処遇の充実に努めている。

文部科学省は、薬物乱用防止教育の充実に図るため、厚生労働省や警察庁と連携して、小学校、中学校、高校において薬物乱用防止教室を開催している。また、厚生労働省と連携して、薬物についての有害性・違法性に関する正しい知識の周知に努めるとともに、小学生から大学生などに向けて、広く薬物乱用防止に係る啓発資料を作成し、配布している。

厚生労働省は、以下の取組を行っている。

- ・子供や若者の乱用薬物の入手先となっている、インターネットを利用した密売事犯や外国人による密売事犯などに対する取締りの強化
- ・地域における薬物乱用防止・薬物依存症に関する相談体制の充実
- ・医療機関による対応の充実
- ・再乱用防止対策として、都道府県と協力した薬物依存症の正しい知識の普及や、保健所・精神保健福祉センターにおける薬物相談窓口における薬物依存症者やその家族に対する相談事業・家族教室の実施
- ・**危険ドラッグ**を使用した者が二次的犯罪や健康被害を起こす事例が多発していることから、指定薬物に指定される際など機会をとらえて、危険ドラッグに関するポスターの作成・配布、麻薬・覚醒剤乱用防止運動などにおける啓発実施の徹底、関係機関などとも連携した広報啓発の実施、情報を一元的に収集・提供するための「**あやしいヤクヅツ連絡ネット**」の運用
- ・危険ドラッグの指定薬物への迅速な指定
- ・指定薬物である疑いのある物品などについて、検査命令及び販売等停止命令を実施
- ・危険ドラッグのインターネット販売店について、プロバイダなどに対して削除要請の実施

#### (4) 少年審判

家庭裁判所は、非行少年に対する調査・審判を行い、非行があると認めるときは、教育的な働き掛けも行いながら、少年が非行に至った原因などを検討し、その少年にとって最も適切と考えられる処分を決定する。保護処分には、保護観察、児童自立支援施設等送致及び少年院送致の三種類があり、審判を開いたり保護処分に付したりする必要がない場合などには、審判不開始や不処分にすることもある。犯行時に14歳以上の者に係る禁錮以上の刑に当たる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、検察官に送致する（第2-3-8図）。

<sup>106</sup> 受刑者に対し、薬物依存の認識と薬物使用に係る自分の問題を理解させた上で、今後薬物に手を出さずに生活していく決意を固めさせ、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせることを目的に、薬物の薬理作用と依存症、薬物使用に関する自己洞察、再使用防止のための方策、出所後の生活の留意事項と社会資源の活用についての指導を、グループワークや講義、視聴覚教材の視聴の方法により行っている。